

中和保健所結核だより

令和元年10月

平素より、保健所感染症対策の推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成30年の奈良県の結核患者は156名であり、うち中和保健所管内は58名（潜在性結核感染症を除く）が登録となりました。奈良県の平成29年の罹患率は12.7（人口10万対）、平成30年は11.7と低下しましたが、中和保健所管内は平成29年は10.0、平成30年は10.2と増加しました。

さらなる罹患率の減少に向けて、今後も引き続き「徹底した患者支援」「二次感染の防止」等に取り組む必要があると考えています。

令和元年度も「中和保健所結核だより」を作成しましたので、ぜひ一読下さい。なお「中和保健所結核だより」では統合前の葛城保健所管内を「西部」、桜井保健所管内を「東部」としています。

(1) 中和保健所管内の結核の現状

管内の結核罹患率は減少傾向にあるものの、H30年は前年より増加しました

管内の結核罹患率は、増減を繰り返しながらも年々緩やかに減少傾向を認めています。

奈良県全体の罹患率も11.7(人口10万対)で、全国の罹患率12.3と比べて低くなっています。

さらなる罹患率の減少に向けて、今後も結核対策を継続して実施していくことが重要と考えます。

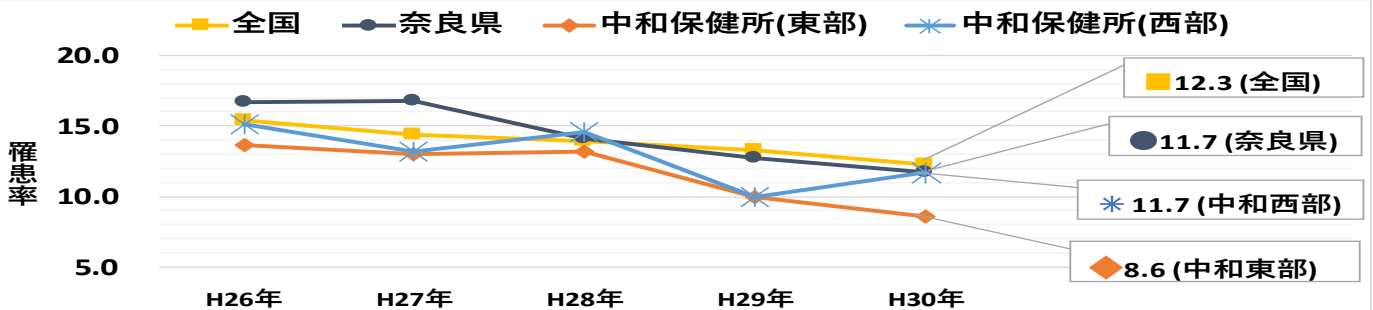


図1 国・奈良県・中和保健所管内の結核罹患率の推移

平成30年、新たに発症した結核患者の多くが高齢者です！

平成30年の管内の高齢結核患者(65歳以上)の占める割合は約84.5%で多数を占めています。保健所では引き続き高齢者を中心とした支援を行っていきます。また20~64歳の働き盛り世代の割合は約15.5%と低くなっていますが、外国生まれ結核患者の増加も課題となっています。

医療機関におかれましては、高齢者に限らず、働き盛り世代へも結核を念頭においた診療（結核既往歴の把握、定期的な胸部X線検査の推奨、喀痰検査（抗酸菌検査）の実施等）をお願いします。

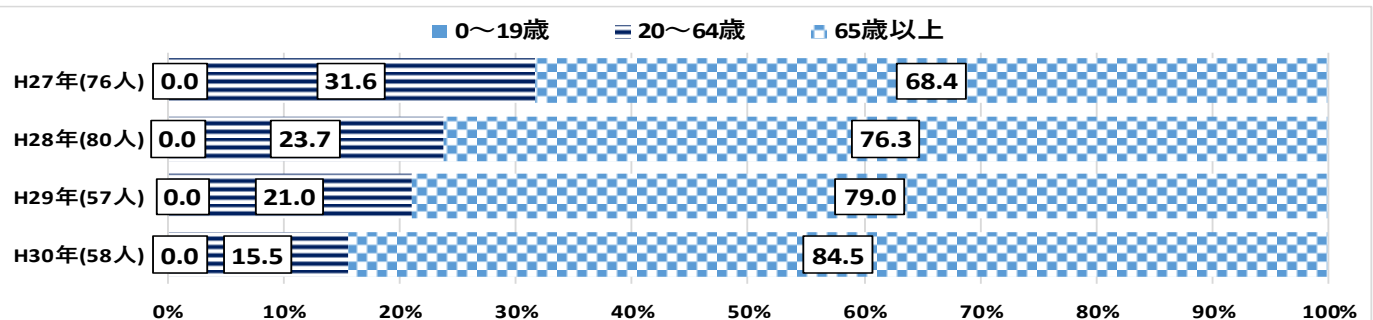


図2 中和保健所管内の結核新登録患者年齢別割合の推移

(2) 予防可能例

予防可能例とは、新規登録患者で菌陽性肺結核患者のうち、結核に関する既存の諸制度が十分活用され、予防のための方策が効率的かつ適切に行われていれば、新たな感染、発病（または再発）、あるいは重症化の予防が期待できたと考えられる事例です。予防可能例とされる要因は下記に分類されます。

〈 要因 〉

- 1 **発見の大幅な遅れ**：症状出現から診断まで3か月以上
 受診の遅れ：症状出現から初診までおおよそ2か月以上
 診断の遅れ：初診から診断までおおよそ1か月以上
- 2 **健診の長期未受診**：65歳以上で最近3年間胸部X線検査未受診
- 3 **定期健康診断事後管理の不徹底**：要精密検査あるいは要治療者の放置
- 4 **接触者健診の不徹底**：高感染性結核患者の濃厚接触者に対するQFT検査（またはツ反）の未実施、QFT検査等によりLTBIと診断された者に対する治療の不徹底、健診時期の遅れ等
- 5 **予防可能例からの二次感染**：発見の大幅に遅れた患者からの二次感染等
- 6 **その他**：治療拒否・中断者からの感染、院内・施設内感染、結核ハイリスク疾患（糖尿病、腎透析、免疫抑制状態にある場合等）の放置、管理不良例からの発病等

患者の早期発見・早期治療が必要です

平成30年の予防可能例割合を見ると、約4割が予防可能例に該当しています。要因別割合をみると、「**発見の大幅な遅れ**」や「**健診の長期未受診**」等の要因が多くなっています。胸部X線検査や喀痰検査（抗酸菌検査）の実施が遅れることで、診断や治療が遅れた例も見られています。

医療機関におかれましては、高齢者の肺炎症状や長引く咳には、結核を疑った検査をお願いします。また、抗結核薬服薬治療中は、治療評価確認のために喀痰検査の実施をお願いします。

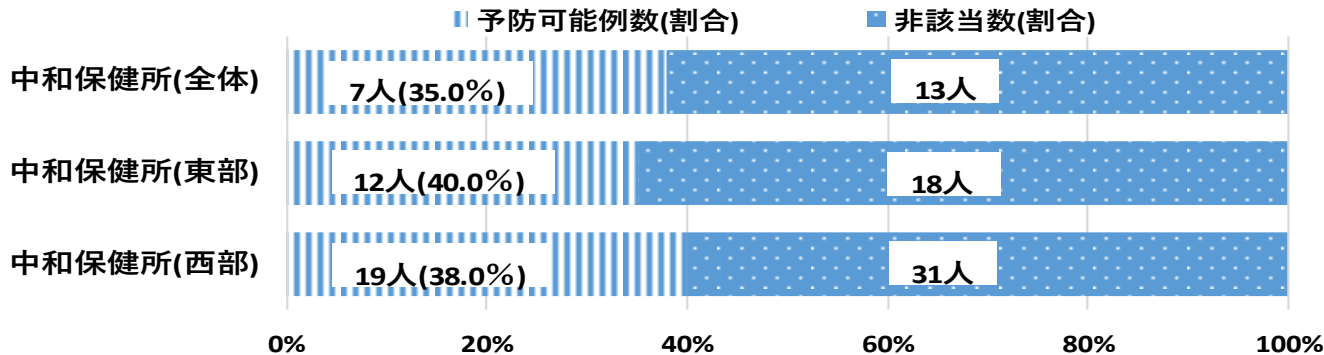


図3 H30年の予防可能例の該当割合

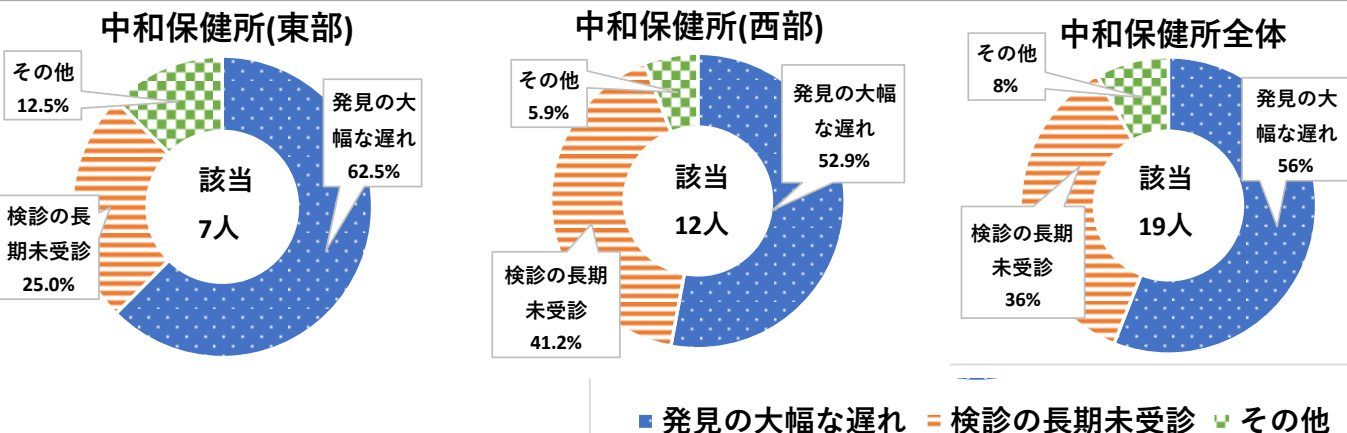


図4 H30年の結核患者の予防可能例要因別割合

表1 平成30年 市町村別結核新登録患者数・罹患率

市町村	人口 H30.10.1	活動性結核									(別掲) 潜在性結 核感染症 治療中	罹患率 (10万 対)
		総数	肺結核活動性							肺外結核 活動性		
			総数	喀痰塗沫陽性			その他の 結核菌陽	菌陰性・ その他				
				総数	初回治療	再治療						
西部 (旧葛城)	大和高田市	62,489	4	4	2	2	0	2	0	0	2	6.4
	御所市	25,457	8	6	2	2	0	3	1	2	0	31.4
	香芝市	78,542	7	6	4	4	0	2	0	1	5	8.9
	葛城市	37,028	5	5	4	4	0	1	0	0	4	13.5
	上牧町	21,484	4	4	1	1	0	2	1	0	2	18.6
	王寺町	23,733	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4.2
	広陵町	33,606	4	2	2	2	0	0	0	2	3	11.9
	河合町	17,369	2	1	0	0	0	1	0	1	1	11.5
	合計	299,708	35	28	15	15	0	11	2	7	17	11.7
東部 (旧桜井)	橿原市	122,422	10	10	4	4	0	4	2	0	4	8.2
	桜井市	55,572	7	6	4	4	0	2	0	1	1	12.6
	宇陀市	29,236	3	3	2	2	0	1	0	0	1	10.3
	川西町	8,424	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	三宅町	6,726	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	田原本町	31,142	1	1	0	0	0	1	0	0	2	3.2
	曾爾村	1,431	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	御杖村	1,578	1	0	0	0	0	0	0	1	0	63.4
	高取町	6,882	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	明日香村	5,339	1	1	1	1	0	0	0	0	0	18.7
	合計	268,752	23	21	11	11	0	8	2	2	8	8.6
計	568,460	58	49	26	26	0	19	4	9	25	10.2	

表2 平成30年 市町村別結核年齢階級別新登録患者数

市町村	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計	
西部 (旧葛城)	大和高田市	0	0	0	0	1	0	0	0	3	4
	御所市	0	0	1	1	0	0	0	3	3	8
	香芝市	0	0	0	0	0	1	1	1	4	7
	葛城市	0	0	0	0	0	0	1	2	2	5
	上牧町	0	0	1	0	0	0	0	2	1	4
	王寺町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	広陵町	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4
	河合町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	合計	0	0	2	1	1	1	3	10	17	35
東部 (旧桜井)	橿原市	0	0	2	0	0	0	1	2	5	10
	桜井市	0	0	0	0	0	0	0	2	5	7
	宇陀市	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3
	川西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三宅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田原本町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	曾爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	高取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	明日香村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	合計	0	0	2	0	0	1	2	4	14	23
計	0	0	4	1	1	2	5	14	31	58	

(3)届出について

結核患者を診断した医師は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第12条第1項に基づき、結核発生届を「直ちに」管轄の保健所長を経由して、都道府県知事に届け出なければなりません。同様に「潜在性結核感染症」の場合も「結核発生届」が必要です。

(届出基準・発生届は厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。)

以下の図にあるように保健所は、結核発生届の受理後、早期に患者と面接し、届出日から登録除外まで、療養支援を行なっています。

